

## 農業委員会会議録

1. 開催日時 平成27年3月6日（金）午後3時00分～3時35分
2. 開催場所 大和高田市役所 消防署2階大会議室
3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安			17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名)  
11番、森本 輝雄

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第18条第6項規定による通知の件

議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第3号 農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段面積）の設定について

議第4号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

2) 使用貸借契約の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

4) 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局長補佐 龍 節子

### 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。

(会長あいさつ)

議長 議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮りさせていただきます。私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとお声を頂きましたので、本日の議事録署名委員に16番、藤岡委員と17番、中島委員のお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、議事日程第2、会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第1号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□番□（地目）畑（面積）521㎡、及び大字□□、□□番□（地目）田（現況）畑（面積）186㎡、借受人、大字□□、□□□□□、貸出人、大字□□、□□ □、解約理由は高齢のためでございます。

番号2番、申請地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）2,175㎡のうち一部1,087㎡、借受人、大字□□、□ □□、貸出人□□市□□□□□、解約理由は売却予定のためでございます。

番号3番、申請地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）2,175㎡のうち一部1,088㎡、借受人、大字□□、□ □、貸出人□□市□□□□□、解約理由は売却予定のためでございます。

番号4番、申請地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,943㎡、借受人、大字□□、□□□□、貸出人、大字□□、□□□□□、解約理由は経営縮小のためでございます。

番号5番、申請地、□□□、□□□番地（地目）畑（面積）1,955㎡のうち一部978㎡、借受人、大字□□□、□□□□、貸出人□□町□□□□、解約理由は経営縮小のためでございます。以上、第1号議案につきましては5件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 ご質問等がないようですので、第1号議案は事務局処理と致します。続きまして、議案第2号を議題と致しますが、入ります前に、この案件につきましては、梅田委員及び中島委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間両委員は退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

（梅田委員、中島委員 退席）

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 議第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しまして、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□ □、利用権を設定する者□□□□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）105㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）452㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）729㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）325㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年

3月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□ □、利用権を設定する者、□□ □□□、□□□□、□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）707㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□ □、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,578㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字勝目101番地（地目）田（面積）1,637㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者□□市□□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,064㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成36年12月31日までの9年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字□□□、□□□□、利用権を設定する者、曾大根2丁目、中島恵敏、利用権を設定する農地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）1,556㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることと、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

この内容をご承認いただければ、市の産業振興課に対し、その旨の回答をさせていただきますのでご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声多数）

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は、産業振興課に対して原案のとおり決定した旨の回答をすることに決定致します。それでは続いて議案第3号を議題と致しますが、次に入ります前に、梅田委員、中島委員の入室、着席をお願い致します。

（梅田委員、中島委員入室、着席）

議 長 　それでは事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段の面積）の設定について説明を致します。これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面

積を下限面積として設定できるようになっています。また、農業委員会の適正な事務実施について、農林水産省経営局長通知により平成22年12月22日付けで一部改正され、各農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。これによりまして、平成27年度の下限面積（別段の面積）の設定については次のとおり提案するものでございます。農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。理由、平成27年2月末現在の農家台帳システムに登載されている管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の5割を超えているため。以上でございます。

議長 　ただ今、第3号議案について事務局から説明あったとおりですが、この件につきまして何かご意見などございましたら、挙手をお願いします。

8番 　今回の下限面積を20アールにすることに異議はありませんが、向学のために教えて頂きたいのですが、大和高田市で20アールと決められたのはいつ頃ですか。

事務局 　平成16年12月に決定され、平成17年4月から運用しております。

8番 　それと参考のために、近隣の農業委員会の下限面積はいくらぐらいわかりますか。

事務局 　橿原市30アール、香芝市20アール、広陵町、御所市、葛城市10アール、大和郡山市30アールと聞いております。なお、この下限面積の決定にあつては各農業委員会でいろいろ協議されて決定されていますので様々ですが、下限面積の決定するについては、農家数での試算方法と遊休農地面積を解消するために、農家さんになって頂いて解消するといった2通りの考え方（議論）がありまして、本市の場合は、当時、他市より遊休農地面積が比較的少なかったため、農家数での試算方法によりご検討頂き、20アールと決定頂いたところで。

議長 　よろしいですか。他にご意見ございませんか。  
（なしの声多数）

議長 　特に意見がないようですので、採決致します。それでは、第3号議案について原案のとおり別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
（全員挙手）

議長 　全員挙手ですので、第3号議案の別段の面積は20アールとさせていただきます。続いて議第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）729㎡及び大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）330㎡、申出者□□市□□□町□□□□、買取り申出事由の生じた者□□市□□□町□□□□、買取り申出事由は、身体の故障ためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成27年2月16日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは耕作出来る状況である事の確認、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。以上の審査の結果□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議

よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願ひ致します。

（なしの声多数）

議 長 　異議なしとの声がありましたが、ご意見、ご質問等がないようですので採決致します。それでは、議案第4号、その他の1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。

（全員挙手）

議 長 　全員挙手ですので、議案第4号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に入ります。議案第4号、その他2番を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第4号、その他2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、申請地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）840㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）798㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）865㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）768㎡、借受人□□市□□、□□□□、貸出人、大字□□□、□□□□、理由は耕作条件が悪いためであります。

番号2番、申請地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）866㎡、借受人□□市□□、□□□□、貸出人、大字□□□、□□□□□、理由は、耕作条件が悪いためであります。以上、使用貸借契約の消滅については2件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。

（なしの声多数）

議 長 　ご質問などがないようですので、第4号議案、その他2番につきましては皆様への報告と致します。次に入ります。議案第4号、その他3番、専決処分の報告について報告第1号を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第4号、その他3番、専決処分の報告についての報告第1号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成27年1月27日から2月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）482㎡及び大字□□、□□□番□（地目）田（面積）8.54㎡、届出人、大字□□、□□□、露天駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成27年2月20日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第4条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。

議 長 　ご質問などがないようですので、報告第1号を終わります。確認委員の奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。次に入ります。議案第4号、その他の4番についてを議題と致します。なお、この件につきまして中島農政部長より説明をお願ひ致します。

部会長 　説明させて頂きます。本来、農地部会で平成26年度の活動計画の点検・評価と平成27年度の活動計画につきまして審議し、案として提出致しておりますが、先月の総会終了後、認定

農業者との意見交換会を開かせて頂きましたので総会終了後、農業委員全員おられる中、事務局より説明がありましたが、その際特段のご意見もなく、その後、事務局へも意見等はお寄せ頂いていないようですので、先月説明のとおり案で今回審議に回ることになりました。内容等をご確認頂いておられると思いますので、この場でご意見など頂き、反映させた計画（案）にしたいと思っておりますのでご審議よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今、農政部長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声多数）

議 長 　　異議なしとの声を頂きましたので採決致します。それでは、議案第4号、その他の4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手ですので、議案第4号、その他の4番については、市のホームページ等に掲載し、30日間農業者より意見を聴取し、点検・評価、活動計画等に反映し、5月委員会においてお諮りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　　他にないようですので、これで3月の定例委員会を終らせていただきます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	藤岡 秀信
署名委員	中島 惠敏